

大宮小学校PTA選挙細則

第一条（目的）

本会PTAの役員及び委員選出は、この細則により行う。

第二条（推薦委員会）

- 1 推薦委員は、次の方法にて選出する。
 - ① 実行委員より十二名
 - ② 教職員より一名
- 2 実行委員の中より、推薦委員長及び推薦副委員長を互選する。
- 3 推薦委員会は、役員確定後に解散する。

第三条（推薦委員の任務）

- 1 推薦委員は、正会員に対して翌年度の役員の引き受けを依頼し、取りまとめを任務とする。
- 2 取りまとめに関しては、役職別にその定数を推薦する。
- 3 前項は、立候補締め切り日までにその任務を遂行しなければならない。

第四条（選挙管理委員会）

- 1 選挙管理委員は、次の方法にて選出する。
 - ① 各学年委員より十二名
 - ② 教職員より一名
- 2 学年委員の中より、委員長及び副委員長を互選する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙日の一ヶ月前に設置し、役員確定後に解散する。
- 4 会長は、選出された選挙管理委員に対し、実行委員会の承認を経て委嘱し、選挙管理委員会を発足させ公表する。

第五条（選挙管理委員の任務）

- 選挙管理委員の任務は次の通りとする。
- ① 役員選挙日の告示
 - ② 候補者の受付
 - ③ 候補者の発表
 - ④ 選挙当日の事務

第六条（役員の選出）

- 1 役員は、選挙管理委員会に届けられた候補者の中より総会に於いて選挙もしくは選任により決定する。
- 2 役員に欠員が生じた場合、現役員は補欠役員を選出する。

第七条（候補者の届け出）

役員の候補者は次の三種とし、いずれも締め切り日までに住所・氏名・電話番号・児童の所属する学年組を明記し、選挙管理委員会に提出する。

- ① 立候補者 自ら立候補したもので、本人より届け出る。
- ② 推薦候補者 第三条第二項により推薦された候補者で、本人の同意書を添付して推薦委員長が届け出る。
- ③ 他薦候補者 会員一〇名以上の推薦により本人の同意書を添付して、代表者が届け出る。

第八条（推薦候補者の特例）

- 1 第三条第三項の規定にもかかわらず、当該期日までに候補者を確保できなかった場合、次の方法にて選出する。
 - ① 会長 新六年生より
 - ② 副会長 新五年生より
 - ③ 書記 新四年生より
 - ④ 庶務 新三年生より
 - ⑤ 会計 新二年生より
 - ⑥ 特別会計監査 現六年生より（但し、特別会員になれる方。）
- 2 前項の選出は、第三条第二項の欠員部分に該当する学年で行い、統括事務は各学年委員が行う。

選出方法は、当該学年の各学級より二名とする。

- 3 前項により選出された候補者の中から、欠員数を推薦委員が選出する。
- 4 選出された候補者は、これを拒否出来ない。

第九条（補欠役員の特例）

第六条第二項にもかかわらず、補欠役員が確保できない場合は、前条を準用する。

第十条（会計監査）

会計監査の選出は、前年度の役員より行う。

第十一条（各委員の選出）

- 1 学年委員から、各学級正会員より選出する。
- 2 各委員に欠員が生じた場合は、規約第六条第四項に基づき、前項を準用する。
- 3 各委員の中より、委員長及び副委員長を互選する。

附 則

- 1 本細則は既成細則を全面改正し、規約が成立した日（平成十二年三月三日。）の翌日より同時施行する。
- 2 本細則は、令和六年四月一日より一部改正し、施行する。